

Title	寺院法度と本願寺
Sub Title	Rules for Buddhist Monks and Honganji (本願寺)
Author	佐々木, 真(Sasaki, Makoto)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.191- 201
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0195

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

寺院法度と本願寺

佐々木 真

徳川期の仏教というと、前代までの活発な宗教活動が停止し惰眠をむさぼり腐敗化の傾向をたどったというのが通説であるが、その根源をなすものが幕権強化の手段としての対仏教保護政策であり、具体的な事例としては宗門改、寺請制度等による寺檀制度の成立をあげることができるが、これのみを強調すると、寺檀制そのものが単に幕府の強制によつてはじめて設定されたかの誤解を生ずるおそれなしとしない。この点について夙に、圭室諦成氏により、前代までに「葬祭を中軸に、寺檀の関係が強化され、寺院経済が安定し」「こうした新しい事態を、正しく評価した江戸幕府は、檀家制度としてこれを法制化し、封建支配のために利用することを考えた」（『葬式仏教』）との指摘がなされ、又竹田聴洲氏は「『家』と仏教との結合は古代にも中世にも成立したが、それらが自然発生的であったのに対し、近世の場合は、封建権力によつて上から制圧的・尽頭的に強制された処に時代的特徴があった。つまり家―祖先崇拜―と仏教との通史的結合が、行政的に規制されて特殊・近世的な形で表われたという処に寺請檀家制の本質がある」（『祖先崇拜』）と寺檀制にはもともと祖先崇拜とのむすびつきが先行している点をあげている。更にこの「家」成立の観点より寺檀制度の成立をとらえた森岡清美

氏(『真宗教団と「家制度」』)や大桑齊氏(『寺檀制度の成立過程』—日本歴史二四二・二四三号)の論文等があり、従来の、幕府より制度化されたものであるとの説とは別の視点よりの論究がなされている。

さて、前述のように徳川幕府の仏教諸宗への態度は、中央集権的封建体制下にくみ入れるための強固な統制策に終始したが、その政策のあらわれが寺院法度であろう。徳川期を通じて幕府の寺院対策は三段階に分けられる。先ず慶長六年より元和二年にかけて、それぞれ別箇に諸宗寺院法度が制定されている統制準備期、続いて寛永年間の本末制の強化・宗門改の普及による統制強化期、更には寛文五年七月の各宗共通の諸宗法度に示される統制完備期へと展開するものだが、今この第一段階である諸宗宛に下された寺院法度を列挙してみると

慶長 六年 高野山

同 十三年 叡山・天台宗成菩提院

同 十四年 園城寺・修験道・東寺・醍醐寺・高野山・関東古義真言宗

同 十五年 石山寺・高野山・石清水新善法寺

同 十七年 天台宗戸隠山・曹洞宗・法相宗興福寺・新義真言宗長谷寺

同 十八年 関東天台宗・新義真言宗智積院・修験道・関東新義真言宗・戸隠山・石清水新善法寺

同 十九年 天台宗伯耆大山寺・天台宗榛名山

元和 元年 曹洞宗・五山十刹諸山・妙心寺・大徳寺・真言宗・高野山衆徒・総持寺・浄土宗

元和 二年 身延山久遠寺⁽³⁾

となるが、例えば慶長十三年の延暦寺諸法度は次の如くである。

定

- 一、山門衆徒不_レ勤_二学道_一者、住坊不_レ可_レ叶_二事_一、但從_二再興_一住山僧并坊舎建立之人一代、雖_レ為_二非学_一、可_レ有_二用捨_一事
 - 一、雖_レ勤_二学道_一、其身之行儀於_二不律_一者、速_レ可_レ及_二離山_一事
 - 一、顯密之名室、為_二学匠_一可_レ相統_二事_一
 - 一、為_二一人_一二坊三坊拘置、并無住之坊可_レ禁止_二事_一
 - 一、坊領其住持之外、不_レ可_レ有_二競望_一事
 - 一、坊舎并領知之売買質券等、一切可_レ為_二無用_一事
 - 一、衆徒妄結_二連署_一、以_二党類_一於_レ企_二非義_一者、可_レ追放_二事_一
- 右条々、堅可_レ被_二相守_一者也

慶長十三年戊申八月八日

(御当家令条卷六 近世法制史料叢書第二)

このように法度の内容は、宗学の研究、修業の奨励、無住坊や、坊領の売買、衆徒の結党などの禁止が定められているが、その他では本末関係の厳正確立、寺院に対する朝廷勢力の波及防止等の措置がとられている。

このように各宗に対する細かい規定が下されている中で、誰しも奇異に思うのは、この時期に真宗(本願寺)に対する法度が与えられていないことであろう。室町期より戦国期にかけて農民層を対象に大いに教線を伸し、あなどりがたい勢

力を持つ本願寺教団に対して法度が示されなかったのはなぜであろうか。小稿ではその辺の事情を中心に説明しまとめてみたいと思う。それには先ず、徳川政権成立以前の本願寺の政治上上の位置から考察してみる必要がある。

(なお、日蓮宗についても、家康在世中に本格的な法度が示されず、その死後「久遠寺条目」のみが発布されている。当宗の場合、かつて秀吉の方広寺大仏殿千僧供養への出仕拒否した不受不施派の態度に見られるように、為政者へ対するきびしい反抗の態度をもち続け、そのため家康は、日奥(不受不施派の祖、安国院と号す)を対島へ流罪に処したりしたが、その後も不受不施、不受不施両派の争論はげしく、幕府としても日蓮宗への法度はこの時点では容易に下し得ないのが実情であつたらしい。⁽⁴⁾)

二

浄土真宗の開祖親鸞は弘長二年入滅し、その墓所を京都大谷の地に建てたのが本願寺の濫觴だが、この大谷廟を「本願寺」なる寺号と称するようになった文献上の初見は、元亨元年の「親鸞上人門弟申状案」⁽⁵⁾である。又嘉暦元年三代覚如の著わした執持鈔の冒頭にも「本願寺聖人」なる語が見えている。この初期の頃より蓮如にいたるまでの本願寺は、いわゆる衰微時代であり、「御本寺様八人セキタヘテ、参詣ノ一人モミエサセタマハズ、サヒくトスミテオハシマス」(本福寺由来記)状態だったが、その間に着々と教線が北陸・東海地方に向けて設定されつつあったといわれ、⁽⁶⁾その布石は八代蓮如時代に開花し、当時蓮如のいた吉崎(福井県)の地は「加賀・越中・能登・越後・信濃・出羽・奥州七箇国より、彼の門下中、この当山へ、道俗・男女参詣をいたし、羣集せしむる」(御文一ノ七)状態が続いたのである。蓮如がいかにして教線を拡張していったかについては、彼の熱心なる布教活動以外に、真宗教団が自営農民層をその基盤とした所に求められねばならない。彼らの成長が本願寺の発展につながったことは笠原一男氏⁽⁷⁾の所説に明らかな所である。かくして本願

寺が次第に隆盛をきわめるにつれて、他宗や守護地頭等の支配者との摩擦を生じてきたが、この場合に注目されるのは蓮如の門徒農民層への態度である。「当流念仏者の中に於て、諸法を誹謗すべからず」(御文一ノ十四)「一於念仏者、国可專守護地頭不可輕之夏」(同帖外一ノ十六)「まづ王法をもって本とし、仁義を先として、世間通途の儀に順じて、当流安心をば内心に深くたくはへて、外相に法流のすがたを他宗他家に見えぬやうに振舞ふべし」(同御文三ノ十二)という王法為本、仁義為先を説く蓮如には少くとも煽動して一向一揆運動をおこす指導者としての姿は見られない。そしてこの態度は次の九代実如、十代証如へと継承されている。

本願寺がその無抵抗主義を捨て、仏法為本の立場で、戦国の雄将織田信長と対決したのは十一代顕如の時である。すなわち元亀元年九月、信長に攻められた石山本願寺の顕如は、従来の王法為本の態度を捨て、諸国の門徒に檄文を發し立上ることを要請した。

近年信長依ニ權威、爰許へたいし、度々難題、いまに其煩やます候、此砌、門下之輩、於レ励ニ寸志者、仏法興隆たるべく候、諸国錯乱の時節、如レ此の儀、さためて調かたく覚候へとも、旨趣を申伸候、尚様躰におゐてハ、上野法眼、刑部卿法橋可レ申候也、穴賢々々、

十月七日

顕如(花押)

筑後

坊主衆

門徒中⁽⁸⁾

この報が達するや、諸国の門徒は各所で峰起し、一向一揆は信長の全国制覇の前に大きく立ちふさがり、以後天正八年

石山開城までの十一年間の死闘は信仰という絆に結ばれた門徒の団結が如何に強いものであるかを、乱世統一をもくろむ戦国諸侯達に再認識させることになった。そもそもこの一向一揆は室町期から戦国期にかけて北陸・東海・近畿と頻発し、在地領主との対決を迫っていたものだが、この石山合戦はその大詰であった。

信長のあとをついだ秀吉は、本願寺の勢力と地位をみとめ、寺地を与えるという懐柔策をとったため、本願寺から秀吉の許へ御礼の使者が派遣されたりして、ここに支配者との間に交誼が結ばれるに至った。

幕府の創始者家康の場合は、その領国三河に於いて永祿六年一向一揆に見舞われている。この一揆は彼の生涯の中で最も苦い体験であり、「家康は従士数十人を率ゐて赴き援ひ、その途上敵と衝突し、銃丸数発を甲の上に受け」危く一命を落とす所であったという。特に一揆側の武士に松平の家臣が加わっていたことは（この一揆は本願寺門徒である土豪層の反感から勃発している）あらためて家康をして宗教対策の急務を悟らせたに違いない。

では次に本願寺と家康及び幕府との関係について記してみよう。

三

信長と本願寺の対決は石山開城によってその幕を閉じたが、石山退去の際、顯如とその長子教如の意見の対立を生じ、これが遠因となって顯如亡き後の本願寺は教如の弟准如が継ぎ、教如は隠居の身となった。そして家康がこの教如に同情し別に寺地を与えたので、本願寺が東西に分立したことはよく知られている事実だが、かくて東本願寺と徳川幕府とは密接なつながりを生ずるに至った。宇新記によると「大御所様御代〔慶長七年二月〕に当寺内御拝領被成」とあり、これは関原合戦後、家康が上洛する折、教如が天津迄出迎えた好意にこたえたものといわれる。（合戦の直前にも石田三成の阻止をきりぬけて江戸で会見した）この東本願寺慶長七年創立説は、尚確証を得るに至らないが、翌慶長八年正月の東本願寺日記に

「聖人御真影御京着、御所様御堂橋通迄御迎ニ御成」の記事があり、同年二月仮御影堂成就、同九年九月「御開山様御影堂へ御移被_レ成」と見えて東本願寺の創建を伝えている。これらは何れも家康の配慮によるといわれる。そこで従来、新井白石その他から、家康の巧妙なる本願寺勢力分立策との説が主張されていたが、辻善之助氏⁽¹²⁾により否定されその後、柏原祐泉氏⁽¹³⁾が、教如の隠居中にすでに「教如教団」の成立が図られていたので、これを前提として家康が「分立状態にあった本願寺教団」を「教如に寺地を寄進することで安定化させ」それが結局幕府の寺院政策の一翼をになったことになるとの注目すべき研究が示されている。

さてその後も徳川氏と東本願寺との恩顧関係は続き、次の宣如時代の寛永十六年には、新屋敷とよぶ境内地を家光より拝領、更には次の琢如の承応二年には家綱より東山大谷の地の寄進をうけている。一方、西本願寺は秀吉の命によって兄の教如に代って准如が継職したいきさつもあって、豊臣家との恩顧関係が生じていたが、秀吉没後、准如はさきの教如同様に関ヶ原合戦前に家康への接近を図ったが、三成の阻止によって果たさず、更には三成に味方した安国寺恵瓊が本願寺内端坊明勝の宅で捕えられるなど、⁽¹⁴⁾家康の不信を招いたため、種々縁故を通じ「今度奉行衆謀叛につき、一儀の企毛頭致さす候事⁽¹⁵⁾」と弁明を試みている。その後も幕府への微妙な立場を考慮してか、家康亡き後も「宗主東化。凡毎_三彼此有_二大礼_一、_三宗主親至_二江戸_一。登城見_二幕府_一。称_二曰_三東化_一。下_レ傲_二之_一」⁽¹⁶⁾としてしばしば江戸へ参向していることが知られる。

かくて、東本願寺は幕府との特殊な恩顧関係に頼り、西本願寺も又その後塵を拝するに及ぶ有様となった。両本願寺が強力な幕権の支配下に従属し、その命のままに動かされて教団の存続を図る方向へと流されていったのである。家光死後「宗主東化。詣_二日光山_一」⁽¹⁷⁾り、東照宮百年忌に「東門主親登山拜_レ之」⁽¹⁸⁾同百五十年忌に「東門主乗如僧正。親詣_二日光山_一」⁽¹⁹⁾など、のちにはこの日光社参も行事化している。又將軍の宣下の度毎に本願寺より使者が派遣され拝謁し、太刀その他を献上している記事も徳川実紀⁽²⁰⁾その他にも見えている。

四

以上のように幕権には低姿勢だった本願寺だが、門徒とよばれる信者達はこの「御本山」に対してどのような考えをもったであろうか。次にあげるのは「甲子夜話」巻四十二よりの引用である。

○林曰この十一月十五日京東本願寺自火にて焼亡す近頃かの地より来し人の話を聞くに本堂に火移りしとき宗旨の穢多ども二百人余馳集りて消防せしが火勢盛んにして防留がたく其辺往来も協がたく成ると半の人数は門外へ逃出たりしに残る百人許は本堂とともに灰燼と成て失けるその後生残りし穢多又その間に合ざりし者等打こぞりて後悔し本堂と共に焼死せし者は真に成仏して来世は穢多を離れて平人に生れ出べしと皆羨しとなり

又曰その火は夜半に起り曉方に熄しが京の市中その宗旨の者半夜の内に集会して各金銀を持寄り夜の明る比二千金に満しかば先当用の料とて門跡へ持出て納めしとなりかく人心の傾くは此宗門に限りたることにて不思議と云べし

又曰このことに就き山井藤九郎話に此人は京伶家より出たる者にて府に來り林氏に寓して後家頼に加りゐし天明中京大火の時東本願寺焼け又風かはりて西本願寺も危かりしとき穢多ども多勢馳集て各所持の獸皮を出し屋根の破風或は庇窓など凡そ火の入べき処々を包みて防留たりしとなん

又その火後に東本願寺普請ありて本堂の棟は三十六間通りの大材なれば容易く有かねやうく木曾山に一本ありければ伐出ることを謀しに其辺に神社ありて昔より神木と呼成して伐ことならぬ木なる由を聞て宗旨の一婦身を捨てこの材を本堂の料にせん迎その木の枝より繩を下げ縊れて死せしとかや夫が為に汚れたればもはや神木にはならずと云ふことにて成て三十六間の棟の料になりしとぞ

このような話は他に数々の例があるがよく門徒の気持をあらわしている。他宗に比して寺領地を有しない本願寺が、門徒の熱烈な信仰の上に支えられていたことがよく知られよう。そして一方、教団内部では宗（法）主を中心とする統制力を更に伸ばすため、本末制度、寺格・堂班制等あらゆる階層的組織の強化が図られていた。本願寺に於ける法主専制支配権は実如、証如を経て顕如の頃には確立されていたことは、石山合戦の場合をみてもよく分るが、目ざす所はその再確認であり徹底化である。本願寺が將軍の宣下毎に忠順を誓い、その上、全末寺から本山に、將軍家に対し忠順なる旨の誓紙を提出させているが、⁽²¹⁾この場合、將軍家に対しての忠順はとりも直さず法主への服従という等式が成立するのである。

既述のように、初期（慶長―元和期）には幕府から特に本願寺への法度は示されなかったが、その後の慶安年中に西本願寺では、良如が二通の消息文を下附してよく幕府の意向を汲んで、坊主門徒の守るべき制戒を示している。その第一通目は「諸国坊主衆中・同門徒中」宛で左の如くである。

念仏ノ行者可ニ敬慎。法

第一、諸仏菩薩諸神等不可ニ疎略。

第二、諸宗諸法不可ニ輕。

第三、仁義礼智信ヲ可レ弁。

第四、四恩ヲ勿レ忘。其四恩者、一者父母恩、二者三宝恩、三者国王恩、四者衆生之恩是也。

第五、妻子ヲ扶持シ治レ身後世ノ道ヲ可レ知。

右五ヶ条ノ趣、一向専修ノ行人等、手ヲ引キ力ヲ添ヘ相互ニ守敬フヘシ、若違輩ノ輩於レ在レ之者、永ク門徒中ノ不レ

可ニ列ニ者也。将亦不調向背ノ仁ヲ見カクシ聞隠クス族、是又同類ノ可レ為ニ大罪ニ者也。如レ件²²⁾

二通目は「諸国惣坊主中、同惣門徒中」宛で七箇条、更に別制として十五箇条を設けている。七箇条の方は一通目と同じような内容であり、別制十五箇条は、例えば「学問十年勤メスハ不レ可ニ法談、十五年行タル者ニハ長老官ヲ可レ免也。惣シテ小僧新發意ノ讚嘆、万事慥ニ伝授セサル事ノ執沙汰スヘカラス」(第八)、「大小ニヨラス坊主分ノ人、売買ヲシ万事利潤ヲ好ミ博奕等スヘカラス」(第十二)等、当派の僧侶としての心構えが細かく規定されている。

その後、寛文五年、幕府より各宗共通の諸宗寺院法度が制定され、本願寺もその適用をうけることになり、幕府の宗教統制は一括化への新段階を迎えることになるのである。

む す び

以上の経緯が示すように、本願寺に初期の寺院法度が示されなかったのは、幕府の对本願寺政策の立ちおくれのためではなく、むしろ本願寺が他宗派にさきかけて幕権へ服属したこと、ならびに法主を頂点とする集権機構が早くに整備していたことの二点に原因が求められるであろうと思われる。日蓮宗の場合とその立場は対照的である。

幕府の対宗教政策はその後も次第に制圧の度をつよめ、享保七年には諸宗条目を定め、各宗共通のものと各宗派別個のものとの二通を下し、本願寺宛のものも始めて発布されることになるが、その後も法度の内容は年代を経るにしたがい細かい個々の事例の規定に及び、例えば「百姓ハ勿論、たとひ領主地頭たり共、田畑猥ニ寺院へ寄附候儀、容易ニハ難レ成事ニ候」(宝曆十二年二月―寺地寄附并ニ移転ニ付内達よりの抜萃)「近来諸寺院之僧侶一躰に風俗不レ宜候哉——中略——本寺役寺触頭等之内ニも、万一不律不如法之聞へ有レ之者勿論之儀、或は利欲等に耽り、寺務之実意疎成歟、又は一躰其器ニ不レ当

輩等は、仮令大地本山之寺院たりといふとも、聊無_ニ用捨_ニ嚴重_ニ其沙汰可有之事_ニ候。(天明八年十一月—僧侶風紀取締_ニ付内達よりの抜萃。傍点筆者)とあってそのきびしさを語っている。

本願寺教団は幕府のその意をよく体して協力し、それがすなわち、教団側の意図した法主専制支配の目的にもそう結果となつて、その安泰は続いたのである。

註

- (1) 辻善之助氏「日本仏教史」近世篇之三
- 藤井学氏「江戸幕府の宗教統制」(岩波講座「日本歴史」近世3所収)
- (2) 慶長二年には早くも関東浄土宗法度が制下されているが正式のものとはいいがたい。
- (3) 圭室諦成氏監修「日本仏教史」Ⅲ近世近代篇より引用
- (4) 辻善之助氏(前掲書)
- (5) 同「日本仏教史」中世篇之一
- (6) 赤松俊秀氏監修「日本仏教史」Ⅱ中世篇
- (7) 「真宗の発展と一向一揆」その他
- (8) 讃岐坊主衆門徒中・阿波坊主衆門徒中同文
大谷派本願寺文書・徳島市慈船寺文書 (辻氏、「日本仏教史」近世篇之一所載)
- (9) 宇野主水日記天正十年十月十六日の条
- (10) 辻氏(前掲書)中世篇之五
- (11) 辻氏(前掲書)近世篇之一
- (12) 辻氏(前掲書)近世篇之一
- (13) 「日本近代近世仏教史の研究」
- (14) 本願寺史料研究所編纂「本願寺史」第二卷
- (15) 本願寺蔵准如上人文案(上原芳太郎氏「本願寺秘史」)
- (16) 玄智景耀著「大谷本願寺通紀」卷三元和八年八月の条
- (17) 同、慶安四年五月の条
- (18) 同、正徳五年四月の条
- (19) 同卷四、明和二年四月の条
- (20) 延宝八年閏八月六日の条
正徳三年四月二日の条
享保元年八月十三日の条 その他
- (21) 赤松俊秀、笠原一男両氏編「真宗史概説」
- (22) 竜谷大学蔵良如上人消息